

校区の取組に対する支援

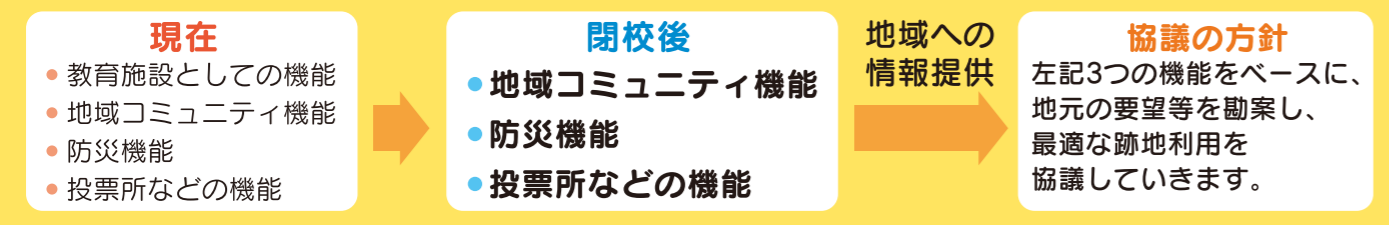
閉校後の学校施設の利活用

閉校後の学校施設については、地元の要望等を勘案し、最適な利活用のあり方を「大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会」で検討し、決定します。

(1) 地元住民との協議 地元住民に、閉校後の学校施設の機能を提示し、地元住民の要望も尊重します。

(2) 閉校後の学校施設の機能

協議進行のフローチャート



大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会



神崎中学校区 適正配置 実施計画の ご案内



大分市教育委員会教育企画課
大分市荷揚町2-31
☎097-537-5903

平成28年 3月 発行

大分市教育委員会



平成24年3月に策定した「大分市立小中学校適正配置基本計画」において優先順位2に位置づけている「神崎中学校区」については、地域住民の代表者や保護者、学校関係者等により構成する「神崎中学校区適正配置地域協議会」から、10回の協議を経て取りまとめた報告書が平成27年10月に教育委員会あてに提出されました。

本市教育委員会では、本地域協議会の報告書を尊重し、子どもたちにとってより良い教育環境を創造することを第一義に、これまで学校が地域に果たしてきた役割や地域の実情等にも配慮する中、統合後の学校が目指すべき方向性や閉校となった後の学校施設の利活用などを示した「神崎中学校区適正配置実施計画」を策定しました。

今後、神崎中学校区においては、本実施計画に沿って、併設型小中一貫教育校への移行や小規模特認校制度の導入などの取組を通し、保護者・地域住民の方々の願いが実現できるよう、校区の特長を生かしながら、子どもたちにとってより良い教育環境を創造します。

今後の取組

① 統合後の学校が目指すべき方向性

(1) 小中一貫教育について

統合により1小学校1中学校となり、校地が隣接するという立地条件を生かし、併設型小中一貫教育校へ移行します。

移行の時期については、平成30年4月を目標とします。

それまでの間、併設型への移行を見据えて、児童生徒の交流活動や教職員の合同研修など、連携型小中一貫教育を充実します。

② (仮称) 統合校運営委員会の設置

神崎中学校区における併設型小中一貫教育校の運営に係る準備や小規模特認校制度の導入を円滑に進めるため、校区自治委員代表、保護者代表、小中学校教職員、行政関係者等で構成する(仮称)統合校運営委員会を設置します。

(1) 協議内容

- 併設型小中一貫教育校の運営に係る検討
- 小規模特認校制度の導入に係る検討
- 学校名、校歌、校章の改正に係る検討
- 制服の導入に係る検討
- PTA組織の改編に係る検討 など

(2) 協議期間

- 平成28年度・29年度(2年間)



統合の時期・方法

木佐上小学校及び大志生木小学校を段階的にこうざき小学校に統合し、その時期については、木佐上小学校は平成27年4月1日、大志生木小学校は平成28年4月1日とします。

1

義務教育9年間の系統性を重視した教育

9年間を見通した系統的な教育課程の編成・実施

児童生徒に生きる力をはぐくむため、学校、地域の実情や児童生徒の発達の段階に即し、義務教育9年間を見通した系統的な教育課程を編成・実施します。

異学年交流等による「心育て」の充実

自尊感情を高めるとともに思いやりなど豊かな人間性や社会性を効果的にはぐくむため、学年ごとの活動に加え、期別や全校の行事の際に、縦割り班活動を計画的に実施するなど、異学年交流等による「心育て」を充実します。

2

児童生徒の育ちを重視した4-3-2制の検討

【前期】第1学年～第4学年 定着期(学びの基本)

基礎的・基本的な学習内容の習得及び定着と基本的な生活習慣の確立に重点を置く期間とします。

【中期】第5学年～第7学年 活用期(論理的な思考)

一部教科担任制を導入し、教員の専門性を生かしながら、知識・技能を活用する力等の育成に重点を置く期間とします。

【後期】第8学年・第9学年 発展期(個性の伸長)

前期・中期で身に付けたことを基盤とし、自分らしさの発見や個性の伸長を図り、自立性や社会性の育成に重点を置く期間とします。

3

特色ある取組の充実

前期から英語科を実施

前期から英語科の授業を実施し、英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲や技能などを高めるとともに、異文化への理解を深めます。

中期での一部教科担任制

より多くの教員がかかわる中で、各教員の専門性を最大限に生かしながら、児童生徒に学力の確実な定着を図ります。

系統的な生活・学習指導

児童生徒の発達の段階に即した指導を9年間見通して行うことにより、生活や学習に関するきまりや習慣を徹底します。

大分市コミュニティ・スクールの導入

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、これまで以上に学校・家庭・地域が一層連携・協働しながら、子どもたちの成長を支える教育を進めます。

③ 統合に伴う通学支援

(1) 通学支援に係る基本的な考え方

統合に伴い保護者への新たな経済的負担が生じないように努めます。

(2) 通学支援方法

次の支援方法のいずれかを保護者が選択できるようにします。

- 定期運行のバス等定期旅客運賃額の支給
- 自動車利用に伴う燃料費相当分の補助
- 教育委員会によるスクールバス等の運行

(3) 通学支援期間

統合の年度から起算して12年間とします。

- 木佐上校区は平成27年4月1日から平成39年3月31日までとします。
- 大志生木校区は平成28年4月1日から平成40年3月31日までとします。

(4) 通学支援期間終了後の対応

通学支援期間終了後については、通学距離の条件に適合する場合、遠距離通学補助金制度を適用します。

④ 統合に伴う環境整備

(1) 学校の教育環境整備

こうざき小学校は、統合により児童数が増加し、スクールバスや自家用車での登校も予想されることから、学校の教育環境の整備を行います。

- スクールバス、送迎用自家用車の停車スペースの確保
- 校舎からプール・体育館への移動経路の整備
- 神崎中学校のテニスコートの整備



神崎中学校テニスコート



こうざき小学校スクールバス(イメージ)

(2) 通学環境の整備

通学路の安全確保を図るため、学校、地域住民と連携しながら、関係機関に次の取組を働きかけます。

- 県道715号線の幸崎駅周辺の改善に向けた取組
- 神崎中学校前のバス停留所の改善に向けた取組
- 通学路の安全確保に伴う防犯灯の設置に向けた取組

(2) 小規模特認校制度について

本市においては、東部地区に小規模特認校が未設置となっている現状から、本校区の実情等を勘案し、総合的に検討した結果、こうざき小学校に小規模特認校制度を導入します。

導入時期については、平成31年4月を目標とします。

なお、この制度の導入に向け、地域の自然環境や伝統的な行事などの社会資源を生かした魅力ある教育内容の充実を図ります。